

ID: 101

担当部署: 福祉事務所

処分の概要	徴収金の減免		
例規名 根拠条項	八頭町母子生活支援施設徴収金規則 第5条第1項		
例規番号	平成24年規則第27号		
<p>【根拠条文】 (徴収金の減額等) 第5条 福祉事務所長は、前条の規定にかかわらず徴収金額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認められるときは、当該徴収者の申請又は職権に基づき、徴収金額の全部又は一部を減額することができる。</p> <p>2 前項の申請は、母子生活支援施設徴収金額減額申請書(様式第2号)を提出しなければならない。</p> <p>3 福祉事務所長は、第1項の規定により減額を行うと決定したときは減額の内容を、減額を行わないと決定したときはその理由を母子生活支援施設徴収金額減額(却下)決定通知書(様式第3号)により被徴収者に通知するものとする。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日